



No.	目名	科名	種名	重要種	指標種	外来種	重要種選定基準				外来種選定基準				
							①	②	③	④	①	②	③		
52	スズキ目	ニベ科	シログチ												
-			ニベ科												
53		キス科	シロギス												
54		スズメダイ科	シマスズメダイ												
55			オヤビッチャ												
56		シマイサキ科	コトヒキ												
57			シマイサキ												
58		メジナ科	メジナ												
59		ニシキギンボ科	ギンボ												
60		イソギンボ科	イソギンボ												
61			トサカギンボ												
62			イダテンギンボ												
63			ナベカ												
-			Omobranchus属												
64			ニジギンボ												
65			ネズッコ科	ハタタテヌメリ											
66			ハゼ科	ミミズハゼ											
67				イソミミズハゼ											
-				Luciogobius属											
68		ヒモハゼ		●						NT					
69		マハゼ													
70		アシシロハゼ													
71		アカオビシマハゼ													
72		シモフリシマハゼ													
73		ヌマチチブ		●							D				
74		チチブ													
-		Tridentiger属													
75		ヒナハゼ													
76		トヨシノボリ類													
-		Rhinogobius属													
77		ウロハゼ													
78		ツマグロスジハゼ													
79		スジハゼ													
-		キララハゼ属の一種													
80		ヒメハゼ													
81		スミウキゴリ													
82		ウキゴリ													
83		ニクハゼ													
84		ビリンゴ		●							D				
85		チクゼンハゼ		●						VU	C				
86		エドハゼ		●						VU	C				
-		Gymnogobius属													
87		アゴハゼ													
88		ドロメ													
-		ハゼ科													
89		アイゴ科		アイゴ											
90		タイワンドジョウ科	カムルチー			●								●	
-			Channa属			●									●
91		カレイ目	カレイ科	イシガレイ											
92				マコガレイ											
-				Pseudopleuronectes属											
93		フグ目	ギマ科	ギマ											
94				カワハギ											
95			フグ科	ヒガンフグ											
96				ショウサイフグ											
97				クサフグ											
98				トラフグ											
-		Takifugu属													
		17目	41科	98種	13種	0種	16種	0種	0種	9種	9種	3種	4種	16種	

- 注1. 種名、科の配列等は、主に「河川水辺の国勢調査のための生物リスト(令和6年度生物リスト)」(2024年、国土交通省)に従った。
- 注2. 重要種の選定基準は以下のとおりである。
- ①「文化財保護法」(1950年、法律第214号)  
特天:特別天然記念物、天:天然記念物
  - ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(1992年、法律第75号)  
国内:国内希少野生動植物種 国内(特一):特定第一種国内希少野生動植物種 国内(特二):特定第二種国内希少野生動植物種 緊急:緊急指定種
  - ③「環境省レッドリスト2020の公表について」(2020年、環境省)  
EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VI:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個
  - ④「千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドリスト動物編2019年改訂版」(2019年、千葉県環境生活部自然保護課)  
X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物
- 注3. 外来種の選定基準は以下のとおりである。
- ①「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」(2022年、法律第42号)  
特外:特定外来生物、条特外:条件付特定外来生物
  - ②「環境省報道発表資料-我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リスト」(2015年、環境省)  
外:国外外来種、内:国内外来種  
定:定着予防外来種、総:総合対策外来種、産管:産業管理外来種  
緊:緊急対策外来種、重:重点対策外来種、他:その他の外来種
  - ③主に明治時代以降に国外から侵入した種、国内に自然分布するが対象地域には人為的に導入されたと考えられる種、および野生化した飼育品種  
●:該当種
- ※1 出典においてドジョウとキタドジョウを区別していない記録は「ドジョウ類」とした。なお、③の選定基準において「ドジョウ」はNT、「キタドジョウ」はD
- ※2 キララハゼは環境DNAによる調査でのみ出現したが、国内では沖縄本島でのみ記録されている種であり、近縁別種の可能性がある。